

亀山市告示第51号

亀山市民間保育所等副食費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等副食費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等副食費補助金交付要綱（令和5年亀山市告示第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、<u>エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、保護者の経済的負担を軽減するため、副食費を減額し、又は免除する民間保育所等</u>に対し、<u>当該副食費を減額し、又は免除した額の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに、児童に栄養バランスの取れた安全で安心な給食を安定的に提供することに寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>（補助金の額）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、物価高騰が続く中、<u>献立内容を維持することが困難な状況にある民間保育所等</u>に対し、副食費を補助することで、児童に栄養バランスの取れた安全で安心な給食を安定的に提供し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（補助金の額）</p>

第5条 補助金の額は、令和7年4月から令和8年3月までのそれぞれの月の初日における補助金の交付申請に係る民間保育所等の入所児童（副食費が免除されている児童を除く。）の数の合計に、300円と1月当たりの副食費を減額し、又は免除した額とを比較していずれか少ない額を乗じて得た額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年3月31日までに、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第3条に規定する補助金等交付申請書に入所児童数調書（別記様式）及びその他市長が必要と認める資料を添付して、市長に提出しなければならない。

附 則

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

第5条 補助金の額は、令和6年4月から令和7年3月までのそれぞれの月の初日における補助金の交付申請に係る民間保育所等の入所児童（副食費が免除されている児童を除く。）の数の合計に200円を乗じて得た額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、令和7年3月31日までに、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第3条に規定する補助金等交付申請書に入所児童数調書（別記様式）を添付し、市長に提出しなければならない。

附 則

（失効）

2 この告示は令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

入所児童数調書

施設名 _____

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
減免額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

入所児童数（（ ）内は、うち副食費免除児童数） (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
満3歳児	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3歳児	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
4歳児	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
5歳児	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注1 令和7年4月から令和8年3月までのそれぞれの月の初日の児童数を記入すること。

注2 保育所等の規程、副食費に係る経費計算表その他の本来徴収すべき副食費と保護者から実際に徴収する副食費との差額が分かる書類を添付すること。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。